

青森県造林補助事業検査実施要領

昭和51年10月27日 制 定
昭和60年9月11日 一部改正
昭和63年5月6日 一部改正
平成2年1月18日 一部改正
平成3年3月8日 一部改正
平成4年3月24日 一部改正
平成5年3月17日 一部改正
平成6年3月17日 一部改正
平成10年8月26日 一部改正
平成11年12月6日 一部改正
平成13年7月24日 一部改正
平成19年10月17日 一部改正
平成22年6月2日 全部改正
平成22年11月1日 一部改正
平成23年10月1日 一部改正
平成24年7月13日 一部改正
平成25年1月8日 一部改正
平成28年5月17日 一部改正
平成29年6月9日 一部改正
平成30年7月23日 一部改正
令和元年6月3日 一部改正
令和2年5月25日 全部改正
令和2年11月16日 一部改正
令和3年5月25日 一部改正
令和4年9月1日 一部改正
令和5年9月1日 一部改正
令和6年9月2日 一部改正
令和7年4月1日 一部改正
令和7年9月1日 一部改正

第1章 総 則

(趣旨)

第1 青森県民有林野造林補助規則（平成10年3月青森県規則第43号）、青森県民有林野造林補助金交付要綱（平成10年3月30日制定。以下「交付要綱」という。）及び青森県民有林野造林補助実施要領（平成15年3月31日全部改正。以下「実施要領」という。）に基づいて行う造林補助事業等に関する検査については、この要領の定めるところによる。

(検査員)

第2 検査員は、農林水産事務所の職員で、農林水産事務所長が命じたものとする。ただし、農林水産事務所長は、やむを得ない理由により農林水産事務所の職員から検査員を確保できないと判断した場合は、林政課長に対し、林政課の職員を検査員として派遣することを要請できる。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の対象)

第3 検査は、申請のあった施行地1カ所ごとに行う。

(検査の認定)

第4 検査の結果、当該施行地が補助条件に適合しないときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知する。

2 前項の不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

(検査調書)

第5 検査員は、検査した事項を検査調書（様式1）に記入し、これに記名する。

(検査調書等の保存)

第6 検査調書及びこれらに関する書類等は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存する。

第2章 検査

第1節 共通事項

(検査の趣旨)

第7 検査は、その内容が交付要綱に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、オルソ画像等が添付された申請の場合は、第9から第12まで及び第17から第23までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

2 オルソ画像、GNSS等のデジタル技術を用いた検査を行う場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考に実施する。

(GIS 等の活用)

第8 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等を GIS 等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS 等で管理し、活用できる情報について以下「GIS 等登録情報」という。）。

2 GIS 等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等に GIS 等登録情報を利用する。

(施行地の位置確認)

第9 申請書に記載された施行地の位置については、森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS 等で確認する。

(施行地の区域確認)

第10 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。

2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、地権が完了している区域とする。

3 樹下植栽、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

(除地)

第11 道路敷、岩石地、崩壊地、風衝地、湿地、保護樹林帯等、林木の育成に利用できない林地（以下「植栽不可能地」という。）であって1ヵ所の面積が0.01ha以上であるものは除地とし、査定面積に含めない。なお、天然林の区域がまとまって0.01ha以上あるものも同様とする。

2 1箇所 0.01 ha 未満の植栽不可能地を 2 箇所以上合わせて 0.01 ha 以上となるものは、除地としない。

3 広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1ヵ所の面積が 0.01ha 以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は 1 ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。

(測量成果・面積の確認)

第12 第8第2項のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (2) GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第13 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第14 造林地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を検査調書の備考欄に記入する。

(事業主体等の確認)

第15 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

- (1) 事業主体としての要件を満たしていること。
 - ア 森林環境保全直接支援事業であって、査定係数180又は170が適用される事業に係る申請の場合は、次の書類等
 - (ア) 認定された森林経営計画等
 - (イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

- イ 森林緊急造成事業、被害森林整備事業及び重要インフラ施設周辺森林整備事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し
 - ウ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
 - エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等
- (2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。
- ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）
 - イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し
 - ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等
- (3) 事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。
- ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
 - イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し
- (4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること（ただし、契約日が平成30年9月1日以降のものに限る。）。

（現場監督費及び社会保険料等の確認）

- 第16 実施要領第17の共通仮設費において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の1%に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。
- 2 実施要領第17の間接費を加算する施行地においては以下を確認する。
- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
 - (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
 - (3) 下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が加算対象期間である7月1日から8月31日に含まれていることを確認する。

第2節 施業種ごとの検査事項

(人工造林及び樹下植栽等の検査)

第17 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを確認する。
- (2) 植栽本数については、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により、施行地の面積が 1 ha 未満の場合は 1 カ所以上、1 ha 以上の場合は 3 カ所以上を確認する。
 - ア 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本の間の延長及びその植列に直角の方向に 11 列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表（別表 1）により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
 - イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 100 m²を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。
- (3) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数／植栽本数により算出する。
- (4) 枯損率が 20% 未満であり、本数検査法によって確認した植栽本数と申請本数との差が 5/100 以内であるときは、申請本数をもって査定本数とし、これを超えるときは、確認した植栽本数をもって査定本数とする。
- (5) 枯死率が 20% 未満であっても、査定本数が実施要領に定める下限本数を下回る場合は、採択しないものとする。
- (6) 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (7) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。
- (8) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (9) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

(下刈りの検査)

第18 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

(雪起こし及び倒木起こしの検査)

第19 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握する。

(除・間伐等の検査)

第20 除伐、保育間伐、間伐等の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積が1ha未満の場合は1カ所以上、1ha以上の場合は3カ所以上を確認する。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあっては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。

3 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難い場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

(保育間伐の検査)

第21 12齢級を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が18cm未満であることを確認する。

(付帯施設等整備の検査)

第22 付帯施設等整備については、青森県標準設計仕様以上の効果が発揮できることを確認する。

2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(森林作業道の検査)

第23 森林作業道については、青森県森林作業道作設指針に規定する必要な項目を確認する。

2 延長の検査は、始点から終点までの距離につき実測により行う。幅員の検査は、延長おおむね300mごとに1カ所以上の幅員を実測することにより行う。

3 当該森林作業道と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(枝打ちの検査)

第24 枝打ち本数の確認は、本数検査法により行う。

2 枝打ち高は、枝打ち部分の実施高を確認する。

(林齢の検査)

第25 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

(その他の検査)

第26 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第3節 現地での確認

(現地確認の手法)

第27 第7により現地確認を行う場合は、次により実施する。なお、造林補助システムにより申請データの提出があったときは、申請書の受理前であっても現地確認を行うことができる。

2 信頼性を確保するため、現地確認箇所の抽出に当たっては、造林補助システムの現地検査抽出機能や乱数表を用いるなど、無作為抽出の徹底を図ることとし、検査調書の備考欄にその抽出方法を記入する。

(1) 施行地の面積が次に定める規模に満たないものについては、無作為に抽出するその1/10以上に相当する数の施行地にて実施する。

ア 人工造林、樹下植栽・・・1.00 ha

イ ア以外の施業種・・・・3.00 ha

(2) 事業主体が地方公共団体の場合は、(1)にかかわらず、全ての施業種で5.00 haとする。

3 前項により現地確認を実施した施行地の施業図には、下記事項を朱書きで記入する。ただし、GNSSデータが記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、朱書きと同程度の可読性を担保することで省略することができる。

(1) 検査員が検査のため踏査した経路

(2) 検測した線又は検測点

(3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置

(4) 本数の検査の結果

4 現地確認において疑義が認められた場合は、前1項を適用しない。

(現地確認の体制)

第28 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施する。ただし、GNSSの位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名体制での実施も可とする。

(立会)

第29 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

2 検査員は、検査に際して、立会人に必要な機械器具、書類等を準備させるものとする。

(写真)

第30 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影するものとする。

なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

(復命書)

第31 検査者は、現地確認を完了したときは、検査復命書（様式2）に第27第2項の確認内容が記入された施業図及び第30の検査状況写真等を添付のうえ復命するものとする。

第3章 その他

(長期育成循環施業に係る特記事項)

第32 長期育成循環施業については、次により確認する。

- (1) 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していない森林であることを確認する。
- (2) 「青森県における天然更新完了基準」に基づき、確実に天然更新が図られると判断される場合を除き、更新伐実施年度の翌年度から起算して2年以内に樹下植栽等による更新に必要な措置を行うこと及び更新伐実施の翌年度から起算して15年間は長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める当該森林が維持すべき立木材積（当該林分の標準伐期齢時の立木材積の1/2）を下回ることとなる伐採を行わないことを約する協定等を確認する。

なお、森林所有者が事業主体でない場合は、受委託契約書等に同様の趣旨が明記されていることを確認する。

(その他)

第33 この要領に記載のない事項については、必要に応じてその都度協議するものとする。

事務所	市町村	申請者	補助事業区分

森林整備事業竣工検査調書

検査員氏名	
検査補助員	
検査年月日	
立会者氏名	

様式2（第31関係）

所長	次長	課長	課員

年　月　日

青森県知事 殿

検査者
所属
職・氏名

検査復命書

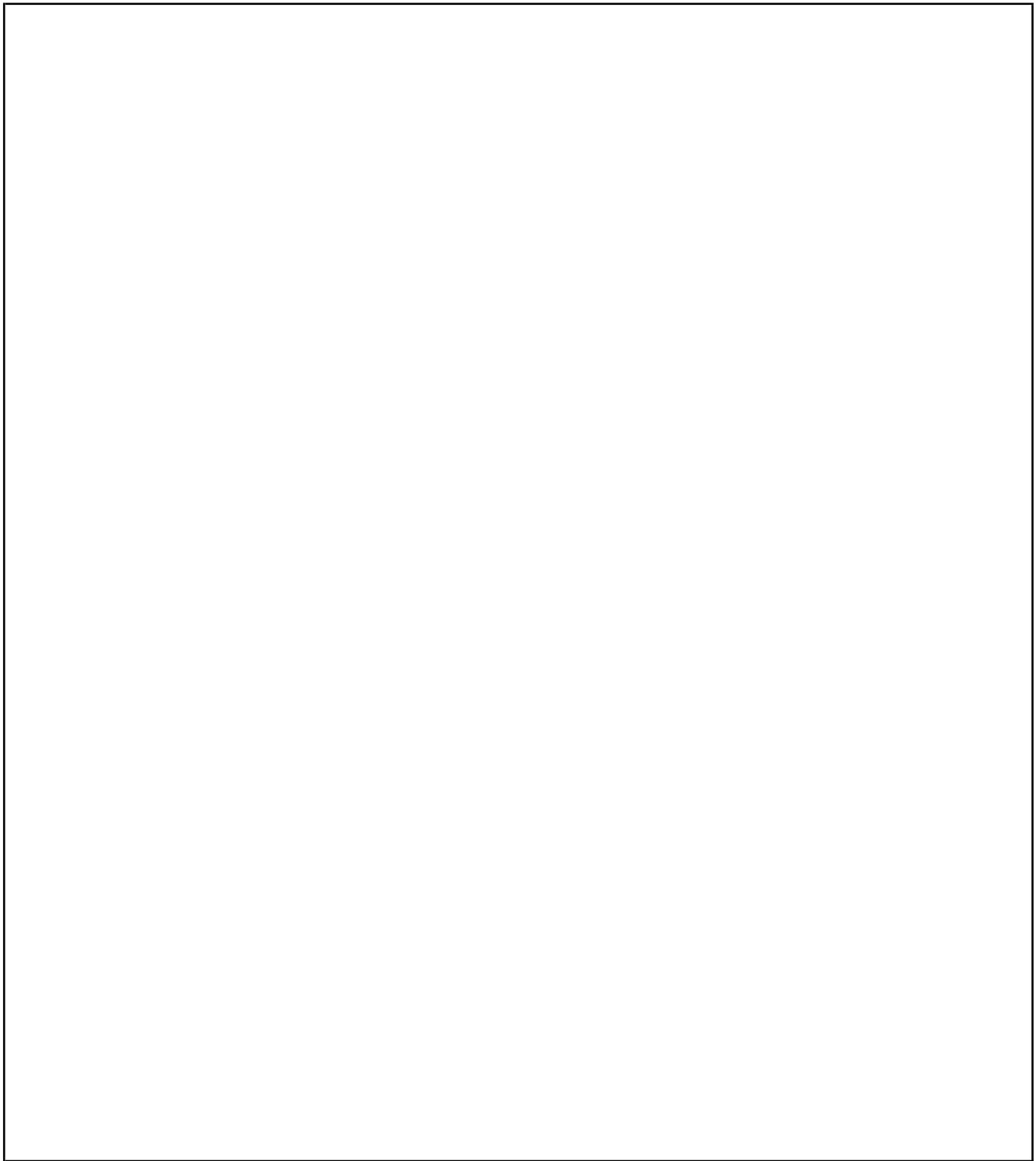
下記施業の現地検査をしたところ、概要は次のとおりでした。

事業名	
施業種	
施業場所	
検査場所	
事業主体名	
検査年月日	

摘要

(裏面 例)

検査状況写真添付



※ 上記写真は、検査の状況を把握するために添付することから、検査員及び立会人並びに検査の内容が分かるもの（例えば、プロット内の本数確認状況など）を撮影するものとする。

これらの写真は、原則としてG N S Sデータが記録されたものとするが、G N S Sデータがない場合は、撮影場所を明記した森林施業図等を添付する。

(別表1) 植付け(植栽)本数早見表

1ヘクタール当たり

苗間 距離 (m)	方形植栽													
	列間距離(m)													
	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.5	4.0	5.0
1.0	10,000													
1.2	8,333	6,944												
1.4	7,143	5,952	5,102											
1.6	6,250	5,208	4,464	3,906										
1.8	5,556	4,630	3,968	3,472	3,086									
2.0	5,000	4,167	3,571	3,125	2,778	2,500								
2.2	4,545	3,788	3,247	2,841	2,525	2,273	2,066							
2.4	4,167	3,472	2,976	2,604	2,325	2,083	1,894	1,736						
2.6	3,846	3,205	2,747	2,404	2,137	1,923	1,748	1,603	1,497					
2.8	3,571	2,976	2,551	2,232	1,984	1,786	1,624	1,488	1,374	1,276				
3.0	3,333	2,778	2,381	2,083	1,852	1,667	1,515	1,389	1,282	1,190	1,111			
3.5	2,857	2,381	2,041	1,821	1,587	1,429	1,299	1,190	1,090	1,020	952	816		
4.0	2,500	2,083	1,786	1,563	1,389	1,250	1,136	1,042	962	893	833	714	625	
5.0	2,000	1,667	1,429	1,250	1,111	1,000	909	833	769	714	667	571	500	400
6.0	1,667	1,389	1,191	1,042	929	833	758	694	641	595	556	476	417	333
														278

注) 苗間距離及び列間距離は水平距離。